

規制の事前評価書（簡素化 A）

法令案の名称：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案規制の名称：風俗営業からの不適格者の排除規制の区分：新設 拡充 緩和 廃止担当部局：警察庁生活安全局保安課評価実施時期：令和7年2月

- ★ 本様式を利用するに当たり、下記表に掲げる i 又は ii のいずれの要件に該当するか、番号を記載してください。また、当該要件を満たしていると判断される理由を記載してください。

(該当要件)

i

(該当理由)

- 本規制の拡充による新たな遵守費用・行政費用は発生しないため。

表：規制の事前評価書（簡素化）の適用要件

NO	該当要件
i	規制の新設・拡充措置であって、負担の合計が年間10億円未満、かつ、個々の規制対象者の遵守費用が1回当たり1万円未満と推計※されるもの(様式2—①) ※ 設備投資に関しては、一定の設備投資を伴う規制の場合は、初年度を中心とした設備投資額の総額を対象とする。また、初期の設備投資を必要としない規制の場合は、10年間程度の設備の維持管理費用の総額を目安とする。
ii	規制の緩和・廃止措置であって、負担の合計が年間10億円未満と推計されるもの(様式2—①)

1 規制の必要性・有効性

【新設・拡充】

<法令案の要旨>

- ・ 最近における風俗営業等をめぐる情勢に鑑み、接待飲食営業に係る遵守事項等を追加するとともに、風俗営業の許可に係る不許可事由を追加するなどの措置を講ずる。

<規制を新設・拡充する背景、発生している課題とその原因>

- ・ いわゆるホストクラブにおいて遊興又は飲食をした女性客が、売掛金等の名目で多額の債務を負担させられ、ホストやホストクラブ経営者から、その支払のために売春することや性風俗店で稼働すること等を要求される事案が発生し、社会問題化している。
- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号。以下「風営適正化法」という。）においては、風俗営業の許可制を採用し、許可の基準（欠格事由）を設けた上で、事後的に当該基準に違反することとなった場合には風俗営業の許可を取り消すことができることとしている。昨今、ホストクラブをはじめとする風俗営業について、次のとおり不適格な者の風俗営業からの排除が十分ではないと考えられる状況が生じている。
 - グループ経営の実態が認められる複数の風俗営業店のうち 1 店舗が許可取消処分を受けたとしても、その事実をもってグループ内の他店舗までもが許可取消処分の対象とはならない
 - 警察職員による風俗営業の営業所への立入りを受けた際に風営適正化法違反の事実が発覚しても、許可取消処分に係る聴聞の公示前に許可証を返納することで、人的欠格事由の該当を免れ、新規風俗営業の許可を取得できてしまう
 - いわゆる暴力的不法行為者が風俗営業の経営に実質的な支配力を及ぼすなどしていても、暴力的不法行為者が許可名義人や許可名義法人の役員となっていなければ、許可取消処分の対象とはならない
- ・ このような現状に鑑み、悪質ホストクラブを含む不適格な者の風俗営業からの排除を一層推進し、善良の風俗の保持を図るため、法を改正し、風俗営業者に係る欠格事由の追加の措置を講ずる必要がある。

<必要となる規制新設・拡充の内容>

- ・ 上記課題を解消・予防するため、風営適正化法を改正して、都道府県公安委員会が風俗営業の許可をしてはならない者として、次の者を追加することとする。
 - ① 親会社等が風営適正化法第 26 条第 1 項の規定により風俗営業の許可を取り消され、当該取消の日から起算して 5 年を経過しない者である法人
 - ② 警察職員による風俗営業の営業所への立入りが行われた日から風俗営業の許可取消処分に係る聴聞決定予定日までの間に許可証の返納をした者で当該返納の日から起算して 5 年を経過しないもの
 - ③ 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者がその事業活動に支配的な影響力を有する者

2 効果（課題の解消・予防）の把握

【新設・拡充】

- ・ 本改正により、風俗営業を健全に営むことが期待できない不適格者を風俗営業から排除することが可能となり、風営適正化法の目的である善良の風俗の保持に資することが期待される。
- ・ なお、これらの効果については、法の施行後に初めて測定されるものであり、現状では定量化することが

できないが、事後評価書を作成するまでには、本規制により風俗営業の許可を取り消した件数等を把握するなどにより、定量化することとする。

3 負担の把握

【新設・拡充】

<遵守費用>

- ・ 本改正により、新たな遵守費用は発生しない。

<行政費用>

- ・ 本改正は、従来から実施している許可申請に係る事務の一環として対応できるものであり、本改正による新たな行政費用は発生しない。

4 利害関係者からの意見聴取

【新設・拡充、緩和・廃止】

意見聴取した 意見聴取しなかった

<主な意見内容と今後調整を要する論点>

- ・ 有識者検討会において、
 - 許可取消処分に係る聴聞の公示前に風俗営業の許可証を返納することで処分逃れをしようとした場合
 - 許可を受けようとする法人の関連法人等、事業に重大な影響を与える密接関係者が、許可取消処分を受けた場合
 - 暴力団等が経営に実質的な支配力を及ぼしている場合を風俗営業の許可に係る欠格事由に追加するなどして、悪質な営業を営む者を排除することが考えられるとされた。

<関連する会合の名称、開催日>

- ・ 悪質ホストクラブ対策検討会（令和6年7月～12月に実施）

<関連する会合の議事録の公表>

<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/hoan/hostclubto/hostclubto.html>

5 事後評価の実施時期

【新設・拡充、緩和・廃止】

- ・ 本改正については、施行から5年以内の適切な時期に事後評価を実施する。